育児院だより

2025年６月９日

第９０号

発行：社会福祉法人児童養護施設　埼玉育児院
〒350-1175　埼玉県川越市大字笠幡 4904-1
発行責任者：藤井美憲　編集：児童養護施設埼玉育児院広報委員会
TEL049-231-2107
Fax049-231-2111

「家庭的養護ということ」

施設長　藤井美憲

令和 7 年度が始まり、早くもゴールデンウイークが過ぎました。今年度は、本院の「小規模化」を進めるために 44 名の児童定員を 36 名の数まで減らしました。本院は児童定員が 6 名のユニットが 6 つ、グループホームが4～6名定員の4つ設置運営され定員は 22 名なので埼玉育児院は合計 58 名定員規模の施設となりました。

「小規模化」を推進するということの意味は、集団生活の単位を小さくするということであり、より家庭的な環境にしていくということになります。家庭に近い養育形態を「家庭的養護」と言います。

「家庭的養護」と言われ始めたのは平成 22 年（2010 年）頃からであり、翌年には「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。それによると、施設の養育は「施設養護」と言われ、家庭的養護は主に里親委託における養育を指しており、ファミリーホーム（里親型のグループホーム）も含まれていました。家庭的養護の中に施設の養育は含まれていませんでした。

その後の児童福祉法改正では、「家庭養育優先の原則」が明記されました。保護が必要となった児童の新たな生活する場を検討する際には、まず家庭復帰を優先し、家庭復帰が難しい場合に家庭的養護と言われる里親やファミリーホームが検討されます。それも難しい場合に施設養護が選択されるという順番となったのです。施設養護の中でも本体施設よりも分園（地域小規模児童養護施設もしくはグループホーム）がより家庭的養護に近い形態と考えられています。

施設が里親と違う点は、職員が勤務し交代で子どもの養育（支援）を行うということです。対して里親は 365 日 24 時間で子どもと生活をしています。つまり、働くという考えでなく、一緒に生活しながら養育するのです。施設養育は、そこで働く職員が労働者となることから、1日8時間の勤務で休日も与えられています。要するに養育という仕事が行われているという訳です。

この度、本院定員を少なく１ユニット６名定員としたことで、本院も分園と同じような形態で家庭に近い形態をつくることが可能になりました。「小規模化」を推進するということは、より家庭に近い形態に向かうためでもあります。施設の養育が、家庭的養育の中に含まれなくても、ここで生活する子どもたちの安心・安全な環境を創り出すことは求められていることだと思います。より家庭に近い健やかな環境の中で、子どもたちが希望に満ちた夢や目標に向かって育っていくことを願っています。